

久喜市予防接種費用徴収に関する要綱の一部を改正する告示

久喜市予防接種費用徴収に関する要綱（平成22年久喜市告示第139号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「同項第2号」を「同項第3号」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。